

令和2年度

# デザインパテントコンテスト募集要項

**そのアイデア、形にしなきゃもったいない！**  
**君のデザインを意匠権にしよう！**

皆さんのデザインで社会や暮らしをより良くし、未来を切り拓く。そのような体験の機会を提供するため、本年度もデザインパテントコンテストを開催します！

デザインパテントコンテストでは、日本の次世代を担う生徒、学生等の皆さんが自ら考え出したデザイン（意匠）の中から優秀な作品を表彰します。

受賞者は、知的財産権制度の専門家である弁理士のアドバイスのもとに、実際に特許庁への意匠登録出願を体験することができます。意匠登録出願等に必要な費用（意匠登録出願料、意匠登録料（第1～3年分））の全額について、主催者が負担します。

このコンテストを通じて、皆さんの知的財産マインドが高まること、知的財産権制度の理解が深まることを期待しております。皆さん奮ってご応募ください！

## 1 応募期間

令和2年6月22日（月）～9月25日（金）（必着）

## 2 応募資格

<その1>

日本国内の学校及び大学校に在籍する以下のいずれかに該当する生徒、学生等であること。ただし、社会人経験を有しないこと。

応募資格	
高校生	高等学校に在籍する生徒
高等専門学校生	高等専門学校に在籍する学生
大学生	大学又は短期大学に在籍する学生（修士課程又は博士課程に在籍する者を除く）
専修学校生	専修学校に在籍する生徒
大学校生	法令で設置が定められた大学校に在籍する者（在籍することによって給与等を受けている者を除く）

<その2>

応募者が、以下の学習のいずれかを行っていること。なお、応募者が過去に行った学習も含まれます。

応募資格	内容
意匠権セミナーの受講	学校内にて、独自に意匠権セミナーを開催する場合には、弁理士を講師として無料で派遣することも可能ですので、ご希望の場合には以下までお問い合わせください（必ずしもご希望にお応えできないこともございますので、ご承知おきください）。 【意匠権セミナー開催に関するお問合せ先】

	日本弁理士会 広報室 TEL: 03-3519-2361 E-mail: contest@jpaa.or.jp (受信専用)
映像コンテンツ等の視聴	以下の①又は②のいずれかを視聴してください ① 映像コンテンツ「意匠権 ものづくりの強い味方」の視聴 <a href="http://www.jpo.go.jp/toppage/movie/isho-syokai_video/index.html">http://www.jpo.go.jp/toppage/movie/isho-syokai_video/index.html</a> ② IP ePlat「意匠制度の概要（平成22年改訂版）」の視聴 <a href="https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/">https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/</a> (上記ページにある「全てのコースはこちら!」をクリックし、「意匠・商標」を選択した後のページに当該コースが表示されます。当該コースの視聴にあたり、ユーザ登録やログインをする必要はありません。)

### 3 応募内容（応募するデザインの要件）

- (1) 「意匠法に定める意匠」であること。  
注1：花火などのように一定の形状を有しないもの等は「意匠法に定める意匠」に当たりません。<sup>1</sup>  
注2：画像、建築物、内装のデザインは、本コンテストの対象外です。
- (2) 応募者の創作であること（他人のデザインではないこと）。
- (3) 公に発表されていないこと。
- (4) 他のコンテストに応募を行っていないこと。
- (5) 本コンテストとは無関係に既に意匠登録出願等を行ったものでないこと。

### 4 応募方法

- ① まずは応募方法を確認しましょう。
- ② ホームページから「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」をダウンロードしましょう。
- ③ 「書誌事項入力フォーム」を記入してCD又はDVDに記録しましょう。
- ④ 「意匠提出書」を紙に印刷するか、CD又はDVDに記録して郵送しましょう。
- ⑤ 「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」を郵送しましょう。

創作したデザイン（作品）を「意匠提出書」に記載して、「書誌事項入力フォーム」と共にコンテスト事務局宛に「郵送」にてご提出ください。

メールやファクシミリ等による提出、実物見本・ひな形の提出は受け付けておりません。

#### 【応募書類の提出先】

〒171-0042 東京都豊島区高松 1-1-11  
株式会社ステージ内  
令和2年度特許コンテスト／デザイン特許コンテスト事務局  
TEL: 03-3554-5049

※応募書類の受領後、事務局による形式チェックを行った上で、登録いただいたメールアドレス宛に受領のご連絡を送信します。応募書類の送付後、10日以上経過しても連絡

<sup>1</sup> 以下の URL より、「知的財産権制度説明会テキスト（初心者向け）テキストの第2章第3節「意匠制度の概要」をご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai\\_setumeikai.html](https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai.html)

がない場合はパテントコンテスト／デザインパテントコンテスト事務局までお問い合わせください。

## 5 主催

文部科学省  
特許庁  
日本弁理士会  
独立行政法人工業所有権情報・研修館

## 6 賞

- ① 主催者賞
  - 選考委員長特別賞
  - 日本弁理士会 会長賞
  - 独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長賞
  - 震災復興応援賞
  - 文部科学省 科学技術・学術政策局長賞<sup>2</sup>
- ② 特許庁長官賞<sup>2</sup>
- ③ 優秀賞（意匠登録出願支援対象）

## 7 審査・発表・表彰式

### （1）審査及び審査基準について

応募された作品は、パテントコンテスト及びデザインパテント選考委員会が選考を行います。選考は、①「事前審査」（意匠法上の意匠であるか、目新しいデザインであるか、デザインに創造性があるかの審査）、②「最終審査」（事前審査の観点に加えて、実用性があるか、販売可能性があるかの審査）を経て総合的な判断によって行われます。

### （2）選考結果発表について

選考結果は、ホームページで発表します。事前審査を通過した作品を 11 月中旬頃に、また、最終審査を経て優秀賞（意匠登録出願支援対象）の受賞が確定した作品を 12 月中旬頃に発表する予定です。

各賞に選ばれた応募作品、事前審査を通過した応募作品については、創作の名称、創作者氏名等をホームページ上で公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

なお、選考過程等に関するお問合せにはお答えできません。

### （3）表彰式（予定）

主催者賞、特許庁長官賞、優秀賞の受賞者及び受賞校を表彰します。

日程：令和 3 年 3 月 8 日（月）

会場：未定

---

<sup>2</sup> 文部科学省 科学技術・学術政策局長賞及び特許庁長官賞については、コンテストへの作品の応募とは別に、それぞれ文部科学省又は特許庁への応募が必要です。詳細については特設ウェブサイトをご確認ください。

(過去の表彰式の様子→<https://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/topic/index.html>)

## 8 選考委員会

パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会は、主催者及び学識経験者で構成されます。

令和2年度選考委員会の構成は未定です。2019年度は以下の構成により選考を行いました。

(2019年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会)

委員長	山崎 直子	宇宙飛行士
副委員長	飯田 昭夫	日本弁理士会 パテントコンテスト委員会 副委員長
委員	石井 末勝	公益社団法人全国工業高等学校長協会 事務局長
委員	安藤 真	独立行政法人国立高等専門学校機構 理事
委員	小松 竜一	特許庁 総務部 企画調査課 課長
委員	油科 壮一	特許庁 審査第一部 意匠課 課長
委員	船越 亮	特許庁 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官
委員	岩見 晶啓	日本弁理士会 パテントコンテスト委員会 委員長
委員	小山 京子	日本弁理士会 パテントコンテスト委員会 副委員長
委員	田中 義敏	東京工業大学 工学院 経営工学系・経営工学コース 教授
委員	中楨 利明	独立行政法人工業所有権情報・研修館 人材開発統括監

## 9 選考後について

- ・優秀賞（意匠登録出願支援対象）に選考された作品については、相談員としての弁理士による個別指導を経て、特許庁に意匠登録出願をすることができます。意匠登録出願料及び意匠登録料（第1年～第3年まで）は、主催者において負担します。
- ・意匠登録出願後、特許庁から通知（拒絶理由通知等）があった場合は、通知の内容の説明と、応答書類（意見書等）の作成と提出に関し、弁理士による個別指導が受けられます。
- ・意匠登録出願書類及び応答書類の作成等に関する指導には、生徒、学生等の在籍する学校等の協力が重要です。学校等施設の利用、時間調整等のご協力をお願いいたします。
- ・優秀賞（意匠登録出願支援対象）に選考され、意匠登録出願しても、特許庁審査官による審査の結果、意匠権を取得できないことがあります。
- ・**意匠登録出願をした応募者が最終学年の生徒、学生等の場合には、卒業後も連絡がとれるようにしてください。**弁理士からの連絡ができなくなると、特許庁からの通知に対する応答期限を過ぎてしまい、意匠権を取得できなくなることがありますのでご注意ください。

## 10 応募上の注意点 【重要！】

- ・公に発表されているデザインについては、本コンテストに応募することはできません。また、本コンテストの選考結果発表前にデザインが公表された場合は、本コンテストへの応募は無効となり、意匠登録出願支援の選考対象から外れますのでご注意ください。なお、**優秀賞（意匠登録出願支援対象）に選考されたデザインについては、少なくとも出願手続が完了するまで（令和3年3月頃を予定）は公表をしないようお願いいたします。**公表すると、意匠登録を受けられなくなる可能性があります。
- ・他のコンテストに応募しているデザインについては、本コンテストに応募することはでき

ません（本コンテストへの応募のための学内選抜コンテスト等を除く）。ただし、学内のコンテストであっても、それによって公表されてしまう場合には、応募することができません。

- ・本コンテストへの応募後も、選考結果が出るまで（受賞者については出願手続が済むまで）、他のコンテストに応募を行わないでください。それよりも前に他のコンテストに応募した場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に意匠登録出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となり、意匠登録出願支援の対象からも外れますのでご注意ください。
- ・図面を作成する場合には、定規・コンパス・製図用ソフトウェアを用いるなど、各図の整合性がある正確な図面を記載するようにしてください。各図の整合性がない不正確な図面による応募は意匠登録出願支援の選考対象外となりますのでご注意ください（例：フリーハンドで記載したことにより各図の整合性がない図面）。
- ・応募者が未成年（20歳未満）である間は、意匠登録出願手続に関して原則として法定代理人（親権者）の同意及び手続が必要となります。
- ・意匠出願時の出願書類に記載した事項（住所・法定代理人の有無等）は、意匠登録後、閲覧請求の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・グループで応募する場合は、**真の創作者のみを全員**記載するようにし、単なる補助者や助言者は記載しないようにしてください。また、複数人（複数の創作者）での応募の場合、担当教職員に法定代理人（親権者）の同意を人数分とりまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・1件の応募書類には、一つのデザインのみを記載してください。
- ・関連意匠、物品等の部分の意匠又は組物の意匠として意匠登録出願を行う必要が生じるデザインの応募については、本コンテストの選考対象外とします。
- ・応募資格を有しない者との共同の創作の応募は認められません。
- ・応募書類に不備があった場合は連絡することがあります。
- ・応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・応募の際はデザインパテントコンテスト用の様式で提出してください。毎年誤ってパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。
- ・学校の先生方におかれましては、学内コンテストの実施等、生徒、学生等の知的財産マインドの向上と、知的財産権制度の理解の向上につながる積極的な取組を行っていただきますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

## 1.1 個人情報の取扱い、著作権について

デザインパテントコンテスト及び知的財産権制度の普及啓発を図るため、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会では、以下に示す条件の下で応募者の個人情報及び著作物を利用しますので、あらかじめご了承ください。

### 【個人情報及び著作物の利用の条件】

#### （1）利用情報の範囲

- ① 「意匠提出書」記載の各項目に記載された内容
- ② 創作者の氏名

- ③ 在籍機関の名称（応募時点）
  - ④ 学部・学科・学年（応募時点）
  - ⑤ 表彰式等の集合写真、ポートレート等の創作者の写真
  - ⑥ 意匠登録出願状況
  - ⑦ アンケート等への回答の内容
- (2) 利用の形態
- ① 主催者又は主催者が許可する者の発行する機関紙、ホームページ等への掲載
  - ② 新聞、テレビ等のマスメディアへの開示
  - ③ 主催者による普及啓発活動において学校等へ提示する資料への掲載
- (3) 利用情報の訂正

自己に関する個人情報に関し、当該応募者又はその法定代理人から書面による訂正の申出があったときは、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局は、その管理する利用情報及びホームページ掲載の利用情報を遅滞なく訂正します。

## 12 その他

### (1) 意匠登録料の納付について

特許庁審査官による審査の結果、登録すべき意匠として認められた案件については第1～第3年までの意匠登録料を主催者により負担し、権利化を図ります。なお、主催者は、第4年目以降の意匠登録料は負担しません。第4年以降も権利の存続を希望される場合、意匠登録料は応募者による負担となります。意匠登録関係の料金については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

### (2) 意匠登録出願支援の中止について

優秀賞(意匠登録出願支援対象)に選考されたデザインが次のいずれかに該当する場合は、主催者の判断により意匠登録出願支援を中止することがあります。

- ① 応募者の意匠登録出願への意欲が喪失したと認められる場合。
- ② 意匠登録出願が当該年度3月末を過ぎて相当の期間を経過しても完了しない場合。
- ③ 相談員としての弁理士が相当の努力をしたにもかかわらず応募者との連絡を取ることができない場合。

### (3) コンテスト応募前の相談について

知的財産権制度等についての無料相談窓口が、各機関において用意されています。応募に際し、積極的な活用を推奨いたします。なお、応募書類の記載方法等、本コンテスト自体に関するお問合せは、「13 お問合せ先」までお願いいたします。

- ・【日本弁理士会】無料相談のご案内  
[https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free\\_consultation/](https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/)
- ・【特許庁・INPIT】知財総合支援窓口  
<https://chizai-portal.jp>
- ・【工業所有権情報・研修館】産業財産権相談サイト  
<https://faq.inpit.go.jp>

### (4) 係争時の対応について

本コンテストにより意匠登録出願したデザインが、意匠登録後に第三者による無効審判等の対象となった場合、あるいは第三者を相手取って裁判所に提訴する場合等、意匠登録後に

係争を生じた場合につきましては、その態様の如何を問わず、主催者は手続の支援・代行、諸経費の負担等関係する一切について応じかねますのであらかじめご了承ください。

登録意匠の実施化又はライセンス供与に関する事項、さらに特許庁の審査結果である拒絶査定を不服として拒絶査定不服審判を請求する際も同様です。

## 1 3 お問い合わせ先

### ①パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局

独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財人材部内

TEL: 03-3581-1101 ex.3907 FAX: 03-5512-1203

E-mail: ip-jz01@inpit.go.jp (アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・01)

### ②令和2年度デザインパテントコンテスト運営支援請負事業者

※コンテストの事務手続の一部を請負事業者が行いますので、提出いただいた応募書類について、請負事業者からご連絡する場合があります。なお、当該応募書類については、当館より守秘義務を課した上で、請負事業者が取り扱います。

株式会社ステージ内

令和2年度パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト事務局

〒171-0042 東京都豊島区高松 1-1-11

TEL: 03-3554-5049

E-mail: patentcontest2020@stage.ac